平成３０年生駒市教育委員会

第１１回定例会　議案

平成３０年１１月２６日

生 駒 市 教 育 委 員 会

平成30年生駒市教育委員会（第11回）定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第18号	臨時代理につき承認を求めることについて（平成30年生駒市議会第7回（11月）臨時会提出議案の意見について）	1
報告第19号	平成30年生駒市議会第7回（11月）臨時会提出議案の結果について	10
議案第25号	平成30年生駒市議会第8回（12月）定例会提出議案の意見について	11

報告第１８号

臨時代理につき承認を求めることについて

（平成３０年生駒市議会第７回（１１月）臨時会提出議案の意見について）

平成３０年生駒市議会第７回（１１月）臨時会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第５条第２項の規定により、臨時に代理したから、これを報告し、承認を求める。

平成３０年１１月２６日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

【提出議案】

・平成３０年度生駒市一般会計補正予算（第４回）

写

議案第　69　号

平成３０年度生駒市一般会計補正予算（第４回）

平成３０年度生駒市の一般会計の補正予算（第４回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６８８，１６５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７，４７８，１５５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の廃止は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加、変更及び廃止は、「第４表地方債補正」による。

平成３０年１１月１５日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14　国庫支出金		4,906,028	307,342	5,213,370
	2　国庫補助金	493,709	307,342	801,051
17　寄附金		129,355	411	129,766
	1　寄附金	129,355	411	129,766
18　繰入金		974,587	812,812	1,787,399
	1　基金繰入金	974,587	812,812	1,787,399
21　市債		1,840,200	567,600	2,407,800
	1　市債	1,840,200	567,600	2,407,800
歳　　入　　合　　計		35,789,990	1,688,165	37,478,155

歳　　出

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8　教育費		4,082,356	1,841,583	5,923,939
	1　教育総務費	334,750	-7,008	327,742
	2　小学校費	465,105	1,090,883	1,555,988
	3　中学校費	287,708	645,054	932,762
	4　幼稚園費	755,693	121,024	876,717
	5　社会教育費	1,040,280	-8,370	1,031,910
歳　　出　　合　　計		35,789,990	1,688,165	37,478,155

第　2　表　繰　越　明　許　費　補　正

追加

［単位　千円］

款	項	事　業　名	金　　額
教　　育　　費	小　学　校　費	小　学　校　施　設　整　備　事　業	１，１０６，９７５
	中　学　校　費	中　学　校　施　設　整　備　事　業	６５９，０２６
	幼　稚　園　費	幼　稚　園　施　設　整　備　事　業	１２９，６６８

第４表　地　方　債　補　正

１　追加　　［単位　千円］

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
小　学　校　施　設 整　備　事　業	361,200	証書借入 又　は 証券発行	5.0%以内(ただし､利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
中　学　校　施　設 整　備　事　業	214,000	〃	〃	〃
幼　稚　園　施　設 整　備　事　業	39,300	〃	〃	〃

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）14 国庫支出金

（項）　2 国庫補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費国庫補助金	31,699	307,342	339,041	1 小学校費補助金	180,646	小学校冷房設備対応臨時特例交付金
				2 中学校費補助金	107,038	中学校冷房設備対応臨時特例交付金
				3 幼稚園費補助金	19,658	幼稚園冷房設備対応臨時特例交付金
計	493,709	307,342	801,051			

（款）17 寄附金

（項）　1 寄附金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	106,350	411	106,761	1 一般寄附金	411	エアコン設置寄附金
計	129,355	411	129,766			

（款）18 繰入金

（項）　1 基金繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 公共施設整備基金繰入金	120,502	812,812	933,314	1 公共施設整備基金繰入金	812,812	
計	974,587	812,812	1,787,399			

（款）21 市債

（項） 1 市債

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育債	61,700	614,500	676,200	2 小学校債	361,200	小学校エアコン整備事業債
				3 中学校債	214,000	中学校エアコン整備事業債
				4 幼稚園債	39,300	幼稚園エアコン整備事業債
計	1,840,200	567,600	2,407,800			

歳　出

（款） 8 教育費

（項） 1 教育総務費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 心の教育活動事業費	32,075	−7,008	25,067				−7,008	15 工事請負費	−7,008	教育支援施設整備工事
計	334,750	−7,008	327,742				−7,008			

（款） 8 教育費

（項） 2 小学校費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 小学校施設整備費	35,466	1,090,883	1,126,349	180,646 (国補) 180,646	361,200	459,525 (寄) 29,589 (繰入) 429,936	89,512	13 委託料	16,507	監理等委託料　23,095 設計等委託料　-6,588
								15 工事請負費	1,074,376	小学校エアコン整備工事　1,083,880 プールろ過装置入替工事　-9,504
計	465,105	1,090,883	1,555,988	180,646	361,200	459,525	89,512			

（款） 8 教育費

（項） 3 中学校費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 中学校施設整備費	31,825	645,054	676,879	107,038 (国補) 107,038	214,000	337,988 (寄) 19,726 (繰入) 318,262	-13,972	13 委託料	12,329	監理等委託料　16,797 設計等委託料　-4,468
								15 工事請負費	632,725	中学校エアコン整備工事　642,229 プールろ過装置入替工事　-9,504
計	287,708	645,054	932,762	107,038	214,000	337,988	-13,972			

（款） 8 教育費

（項） 4 幼稚園費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 幼稚園施設整備費	60,955	121,024	181,979	19,658 (国補) 19,658	39,300	70,710 (寄) 6,096 (繰入) 64,614	-8,644	13 委託料	8,869	監理等委託料　11,718 設計等委託料　-2,849
								15 工事請負費	117,950	幼稚園エアコン整備工事
								18 備品購入費	-5,795	幼稚園バス

計	755,693	121,024	876,717	19,658	39,300	70,710	-8,644			

（款） 8 教育費

（項） 5 社会教育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 生涯学習施設費	465,407	-8,370	457,037				-8,370	15 工事請負費	-8,370	生涯学習施設整備工事
計	1,040,280	-8,370	1,031,910				-8,370			

報告第１９号

平成３０年生駒市議会第７回（１１月）臨時会提出議案の結果について

平成３０年生駒市議会第７回（１１月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第１号の規定により、次のとおり報告する。

平成３０年１１月２６日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

【提出議案】

・平成３０年度生駒市一般会計補正予算（第４回）

【審議経過】

平成３０年１１月１５日　開会

平成３０年１１月１５日　予算委員会（市民文教分科会）

平成３０年１１月１５日　再開

【結果】

原案のとおり可決

議案第２５号

平成３０年生駒市議会第８回（１２月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成３０年１１月２６日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

【提出議案】

・平成３０年度生駒市一般会計補正予算（第５回）

・学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

写

議案第　70　号

平成３０年度生駒市一般会計補正予算（第５回）

平成３０年度生駒市の一般会計の補正予算（第５回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９５９，３４１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８，４３７，４９６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加及び変更は、「第４表地方債補正」による。

平成３０年１２月５日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14　国庫支出金		5,213,370	94,991	5,308,361
	2　国庫補助金	801,051	29,278	830,329
15　県支出金		2,365,270	42,223	2,407,493
	2　県補助金	474,706	9,367	484,073
歳　　入　　合　　計		37,478,155	959,341	38,437,496

歳　　出

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　民生費		14,716,077	263,417	14,979,494
	2　児童福祉費	6,515,544	35,501	6,551,045
歳　　出　　合　　計		37,478,155	959,341	38,437,496

第　３　表　債　務　負　担　行　為　補　正

追加　　［単位　千円］

事　　項	期　　間	限　度　額
子ども・若者総合相談窓口運営等業務	平成３０年度から 平成３２年度まで	１２，９６３

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　入

（款） 14 国庫支出金

（項） 2 国庫補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	244,035	29,278	273,313	2 児童福祉費補助金	25,440	保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金	21,333 4,107
計	801,051	29,278	830,329				

（款） 15 県支出金

（項） 2 県補助金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費県補助金	430,493	9,367	439,860	2 児童福祉費補助金	4,107	子ども・子育て支援交付金	019 341
計	474,706	9,367	484,073				

歳　出

（款） 3 民生費

（項） 2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	2,942,550	35,501	2,978,051	29,547 (国補) 25,440 (県補) 4,107			5,954	19 負担金補助及び交付金	36,322	私立保育所等施設整備費補助金 病児保育実施補助金 地域子育て支援拠点事業補助金	24,000 4,371 7,951
計	6,515,544	35,501	6,551,045	29,547			5,954				

写

議案第　75　号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成３０年１２月５日

生駒市長　小　紫　雅　史

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（生駒市職員の修学部分休業に関する条例及び生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「第１０４条第４項第２号」を「第１０４条第７項第２号」に改める。

(1)　生駒市職員の修学部分休業に関する条例(平成２６年１０月生駒市条例第３０号）第３条第２号

(2)　生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成２６年１０月生駒市条例第３１号）第４条第２号

（生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第５号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修

めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

（生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第３条　生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年１２月生駒市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２０条第６号及び第７号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

（生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第４条　生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２４年１２月生駒市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

第４条第２号及び第４号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第３号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の生駒市職員の修学部分休業に関する条例第３条第２号及び改正後の生駒市職員の自己啓発等休業に関する条例第４条第２号に規定する課程には、

学校教育法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４１号）による改正前の学校教育法（昭和２２年法律第２６号）（以下「旧学校教育法」という。）第１０４条第４項第２号の規定により旧学校教育法第８３条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第９１条に規定する専攻科及び旧学校教育法第９７条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。